

厚生労働省告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第二号八の(4)の(二)及び(三)中「共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)」を「共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数」に改め、同(4)の(四)中「ロ」を「ホ」に改め、同号へ中「イ」を「イからニまで」に改め、同号ト及びチ中「共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)」を「共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数」に改める。

別表を次のように改める。

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千九十

地域区分欄に掲げる二級地	千分の千七十五
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十六
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十八
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千三十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千九
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

